

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は、1970（昭和 45）年の 15,540 人以降、全国的なベビーブームなどにより緩やかに増加し、2000（平成 12）年のピーク時には 19,287 人であった。その後は、微減ではあるが減少傾向にあり、2023（令和 5）年 4 月 1 日現在では 16,811 人である。2018（平成 30）年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本町の人口は今後、緩やかに減少を続け、2033（令和 15）年には 14,822 人、2023（令和 5）年 4 月 1 日現在から 13.4%減少すると推測されている。

本町は宮崎県北部の日向灘沿いに位置し、古くから種々の漁業が営まれてきた。また、温暖で多照な気候と豊富な森林に恵まれた本町では、水稻をはじめ畜産・施設野菜・果樹を主体とした農業経営も行われており、今なお第 1 次産業が本町産業を支えている。1980 年代から 1990 年代にかけての積極的な企業誘致により、多くの製造業が町内に立地し、現在も雇用の大部分を占めている。しかし、近年は第 1 次産業と第 2 次産業の割合が減り、第 3 次産業の割合が増加傾向にある。

町内の事業所のほとんどは中小企業であり、事業所数は年々減少している。事業所数の減少の理由の多くは廃業であり、生産年齢人口の社会減により、後継者や人員が不足していることが廃業の原因として深刻化している。その他、製造業や建設業等の一部企業においては、事業拡大等を推進する中、若者の都市部への流出により人材を確保することが非常に困難な状況となっている。

今後、少子高齢化や人手不足等による厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることにより、中小事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図っていく。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済発展を目指す。本計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を行う。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は多様な業種が地域産業を支えているため、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する設備とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は農林水産業や製造業など多種多様であるとともに、山間部から市街地まで広範囲に分布していることから、対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は農林水産業や製造業など多種多様であるとともに、山間部から市街地まで広範囲に分布していることから、本計画における対象業種は全業種とする。

また、本計画における対象事業は、年率3パーセント以上の労働生産性の向上に資する事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、令和5年7月23日から令和7年7月22日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 年率3パーセント以上の労働生産性の向上が見込める事業であっても、人員削減を目的とした事業は対象外とする。

(2) 本町の町民税、固定資産税等滞納がある事業者については認定しないものとする。

(3) 反社会勢力と密接な関係にある事業については認定しないものとする。

(4) 太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業については、主に売電を目的とした事業であって本町に対し継続した雇用創出効果が無いものは対象外とする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。